

# 契約者**死亡時**の 契約承継の手続きについて

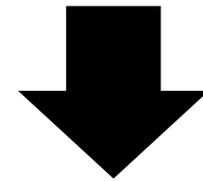
# 【店舗保有の個人事業主の場合】

例)

特約 A

サロン経営

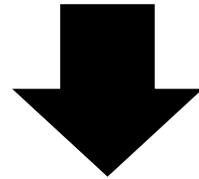
代表者が死亡



ご家族が引き継ぐ

# 特商法においては

契約者が個人・個人事業主の場合



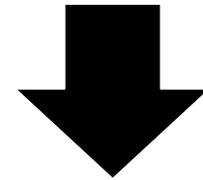
契約当事者が変わる際に  
新たに契約が必要

再契約とはなるのですが

特約 A

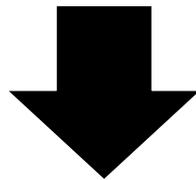
サロン経営

20万円払い直し？



とはしたくない

配偶者および  
二親等以内の法定相続人  
(子、父母、祖父母、孫、兄弟姉妹)  
であれば



必要書類の提出をもって  
契約承継(名義変更)を  
可能とします

# 提出物【1】

契約者の死亡を証明するもの。 いずれか1点（コピー可）

- ・ 戸籍謄（抄）本（死亡年月日の記載があるもの）
- ・ 住民票（死亡年月日の記載があるもの）
- ・ 死亡届受理証明書
- ・ 死亡診断書
- ・ 法定相続情報一覧図（法務局発行）

# 提出物【2】

契約者と承継者の関係を証明するもの。 いずれか1点（コピー可）

【1】の提出書類で関係性が分かる場合は不要。

- ・ 戸籍謄（抄）本
- ・ 住民票など

# 提出物【3】

承継者の身分証明書。 いずれか1点（コピー可）

【1】 【2】 の提出書類で本人確認ができる場合は不要。

- ・ 運転免許証または運転経歴証明書：表面、裏面があれば両方
- ・ 各種健康保険証：名前・生年月日・住所記載面の部分
- ・ パスポート：写真及び住所のページ
- ・ 住民票または印鑑登録証明書：発行日より6ヵ月以内、個人番号部分は不要
- ・ 個人番号カードの表面：個人番号部分は不要

# 提出方法

ご本人様より当社宛てにメール添付または郵送ください。

送り先：郵便番号 407-0301 山梨県北杜市高根町清里3545-5896  
株式会社環境保全研究所 契約担当宛

メール送付先アドレス：[contract@kankyo-hozen.com](mailto:contract@kankyo-hozen.com)

# ポイント①

弊社が、契約者死亡のお知らせ（新聞、死亡通知はがき等）を通じて死亡を把握したものの、そこから6ヶ月経過しても承継手続きのご連絡がない場合、**当契約は解除**されます。

## ポイント②

法定相続人が契約を引き継ぎたくない場合、または法定相続人がいない場合、**売掛金の返済**に関しては、上位店より法定相続人と情報を共有していただく等、**返済へのご協力**をお願いいたします。

## ポイント③

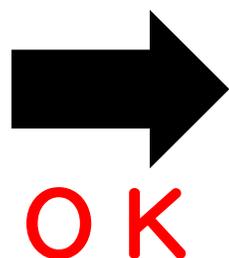
契約者が店舗登録で、連帯保証書を提出されている場合、承継者に公的証明書をご提出いただくことで、上位店は連帯保証を終了することができますが、引き続き提出が難しい場合は、改めて承継者と連帯保証契約を交わしていただく必要があります。

# ポイント④

個人事業主のみならず、個人にも適用。

特約 A

山田 太郎(個人)



特約 A

山田 花子(個人)

## 契約書発行対象ランク(個人および個人事業主)

- ・ 愛用者特約
- ・ 店舗登録(個人事業主のみ)
- ・ 特約B
- ・ 特約A

変更を反映した契約書を発行いたします

※「一般」「愛用者登録」は、承継手続きは行いますが、  
契約書の発行はいたしません。

# 旧契約の個人に対しても適用

※個人事業主(店舗保有)の代表者変更に関しては、これまで通り  
代表者変更の依頼のみでOK

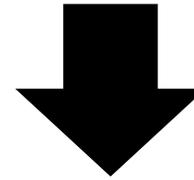
これまでは

例)

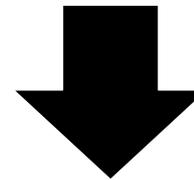
代理店

山田 太郎(個人)

契約者死亡

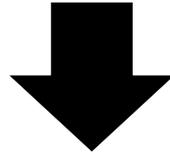


家族への名義変更NG



新ランクでの契約

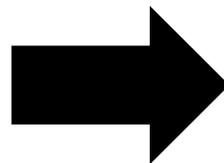
上記同様、必要提出物を提出



旧ランクでの名義変更OK

代理店

山田 太郎(個人)



OK

代理店

山田 花子(個人)